飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に補助金が出ます

東松山市では飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の快適な生活 環境の保持を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要す る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象の方

・市内に住所を有する方で、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる方

補助対象経費

- ・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び当該手術に付随する処置 ※さくらねこチケットによる手術に付随する処置も対象です。
- ※飼い猫や、飼い猫にする予定の飼い主のいない猫、里親に出す 前提の飼い主のいない猫は対象外です。



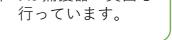
補助金額

- ・1頭につき5,000円まで
 - ※年度途中でも、申請が予算額に達した場合受付を中止することがあります。
 - ※1度に交付申請できる飼い主のいない猫の数は10頭までです。

~申請の流れ~

①猫の手術の前に以下の書類を市に提出します。

- · 交付申請書(様式第1号)
- ・実施計画書(様式第2号)
- ・不妊・去勢手術前の写真(耳カット手術前のもの)
- ②市から交付決定通知を送付します。



市では捕獲器の貸出も



- ③交付決定通知日から30日以内に動物病院で不妊・去勢手術を受けさせます。
- ④手術が終わったら、以下の書類を市に提出します。
- · 実績報告書(様式第5号)
- ・実績調書(様式第6号)
- ・動物病院が発行した<mark>手術に係る支出を証する書類</mark> (猫1頭ごとの手術費用の金額を明記した領収書等の写し)
- ・不妊・去勢手術後の写真(耳カット手術が確認できるもの)
- ⑤市から補助金額確定通知を送付します。
- ⑥補助金交付請求書(様式第8号)を市に提出してください。
- ⑦指定の口座に補助金を振り込みます。



東松山市 環境産業部 環境政策課 TEL 63-5006 FAX 23-7700